

簡易公募型指名競争入札のお知らせ

下記の案件について、簡易公募型指名競争入札を行いますのでお知らせします。参加を希望される方は、宇治市公募型指名競争入札(見積)実施要領、宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準、宇治市競争入札心得を熟読、承知のうえ、参加を申し込んで下さい。

令和 7年12月12日

宇治市長 松村 淳子

(担当課：契 約 課)

記

業務名	各小・中学校 周辺排水路浚渫業務委託		
業務場所	各小・中学校		
委託期間	令和8年3月1日 ～ 令和8年3月31日 31日間		
業務概要及び条件	各小・中学校 周辺排水路浚渫業務委託		
予 定 価 格	¥2,926,000 (税込)	最低基準価格	¥2,048,000 (税込)
入札参加者に必要な資格・条件			
次の①～③を全て満たすこと。 ①参加資格者名簿登録(京都府内本店) ②建設業許可(浚渫) ③産廃収集運搬業許可(京都府一汚泥)			
入札参加表明書の受付			
提出期限 令和7年12月18日(木) 午後 5時 00分 まで 提出場所 郵便入札 添付資料 別紙参加表明書に記載のとおり			
入札予定	予定日 令和8年1月21日(水) 場 所 宇治市役所 本館8階 大会議室		
前 払 金	無	部 分 払	無
消費税の扱い	消費税及び地方消費税を含んだ金額で行うこと		
そ の 他	本件はランダム係数を用いた最低制限価格を適用しますのでご注意ください。 本件は郵便による入札を実施します。別紙「説明会に替えて連絡する事項」を熟読してください。		

説明会に替えて連絡する事項

- ・本案件に係る質疑の受付は、次のとおりとします。
令和7年12月12日（金）午前9時から
令和7年12月25日（木）午後5時まで
- ・お知らせの入札（見積）予定は、開札予定となります。入札書（見積書）提出については、指名通知時にお知らせする指定期日（持参の場合は提出日）を厳守してください。
- ・郵便入札について、不参加により指名停止は行いません。
- ・封筒の雛形は、契約課ホームページ「様式等ダウンロード」よりダウンロードしてご使用ください。
- ・「郵便入札にあたっての注意事項」及び「宇治市郵便入札の応募案内」を熟読してください。宇治市ホームページ（<https://www.city.uji.kyoto.jp/soshiki/27/55607.html>）に掲載しています。
- ・入札、契約等に係る連絡はメールで行っており、競争入札等参加資格審査申請の際に記入いただいたメールアドレス（申請後に変更の届出をしている場合はそのメールアドレス）に送信します。新たにメールアドレスを登録される場合や他のメールアドレスに変更を希望される場合は、競争入札等参加資格審査申請事項変更届を契約課に提出してください。

予定価格を超過して入札した者の取扱いについて

- 本件の入札において予定価格を超過して入札をした者は、本件の落札者が決定せず、再発注を行う際には指名しない場合があります。
- 入札辞退者に不利益を課すことはありません。

各小・中学校周辺排水路浚渫業務委託仕様書

1. 委託業務名 各小・中学校周辺排水路浚渫業務
2. 委託業務期間 令和8年3月1日 から 令和8年3月31日まで
(ただし学校運営上の都合があるため、日時の調整を行うこと)
3. 委託業務場所 北小倉小学校 宇治市小倉町堀池72
南部小学校 宇治市五ヶ庄戸ノ内15-1
岡屋小学校 宇治市五ヶ庄寺界道37-3
槇島小学校 宇治市槇島町吹前35
北宇治中学校 宇治市槇島町島前33
4. 委託業務範囲 別紙参照
及び規模
5. 委託業務内容 汚泥を除去し、高圧洗浄等による清掃をすること
6. 提出書類 内 訳 明 細 表
産業廃棄物処理委託契約書(収集・運搬用)
産業廃棄物処理委託契約書(処分用)
着 工 届
業 務 日 程 表
汚 泥 処 理 マ ニ フ ェ ス ト
業 務 完 了 届
写 真 (清 掃 前 ・ 清 掃 中 ・ 清 掃 後)
そ の 他
7. 留意事項
 - ・委託料の支払いについては、業務完了後、受注者の請求に基づき一括払いとする。
 - ・作業の実施に際し、学校及びその他の施設に損傷を与えた場合、請負業者の責任において速やかに補償及び補修を行うこと。
 - ・排水路に損傷がある場合、担当職員に連絡・報告すること。
 - ・受託者は、適正な作業の進捗および安全の確保が図れるように作業員やガードマンを配置すること。

- ・作業の実施に際し、事前に学校と日時の調整を行い、日程が決まり次第、担当職員に連絡・報告すること。また作業終了後も連絡・報告すること。
- ・作業の実施に際し、汚泥の飛散・落下を防止するため適切な処置を施すものとする。引抜き作業後は、周囲の清掃を行い、万一汚泥の落下等により施設等を汚した場合は、直ちに清掃消臭作業を行うものとする。
- ・工事の都合等で浚渫業務が行えない場合は、まずは担当者と協議し「４．委託業務範囲及び規模」の日程の範囲外で調整を行い、実施するか否かを決定すること。

８．廃棄物の運搬

・処分

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律等関連諸法令を遵守すること。
- ・受注者は、処理数量を証明する出荷伝票を整理・保管し、担当職員の請求があった場合は、遅延なく提出するとともに、検査時に提示しなければならない。
- ・産業廃棄物を仮置きする場合は、「京都府条例」・「条例施行規則」を遵守しなければならない。
- ・処分にあたり「産業廃棄物税」がかかる場合は、受託者が負担すること。

９．そ の 他

- ・入札の参加にあたっては、産業廃棄物の処理処分先等の確保が条件となるので、宇治市と契約のできる処分先等を確保すること。
- ・入札決定後、処分先等が変更になる場合でも、決定額の変更はないものとする。
- ・入札決定後、処理方法について資料を提供し、承認を受けること。